

2020年2月25日

保護者各位

慶應義塾中等部
部長 井上逸兵

新型コロナウイルス感染症への対応とお願い

新型コロナウイルス感染症への対応として、他の感染症と同様、手洗い（接触感染の予防）やうがい、咳エチケットのためのマスクの着用（飛沫感染の予防）が有効とされています。各家庭でも、これらの対策を講じるように努めてください。

登校時に37.5度以上の発熱が認められた場合や強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、早退（帰宅）をお願いする連絡をします。改めて保護者の方の携帯電話など連絡の取れる状況（留守番電話の設定などを含む）を整えていただけるようお願いいたします。

家庭において生徒が風邪の症状等や発熱が続く場合、また、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、無理をせずに休養してください。症状に応じてはインフルエンザ等も考慮し、医療機関を受診してください。風邪の症状等や発熱による体調不良の欠席については、新型コロナウイルス感染症の流行の終息まで「出席停止」として扱います。

学期期間中においては、学校感染症でなく、風邪の症状等や発熱で欠席した場合でも、8時30分以降に保健室を訪れ、問診票の記入、校医あるいは保健師の面接をしてから各教室に行ってください。その際、学校感染症登校許可証明書は不要です。なお、解熱後、中2日をおいて登校可とします。（インフルエンザの場合には、従来通りの対応とし、学校感染症登校許可証明書が必要です。）

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定める「第1種感染症」として扱われます。万一、感染あるいはその疑いがあると診断された場合は、ただちに事務室に電話でお知らせのうえ、主治医の許可があるまで登校を控えてください。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、必要に応じて今後も最新の情報や追加的な留意事項をお伝えします。